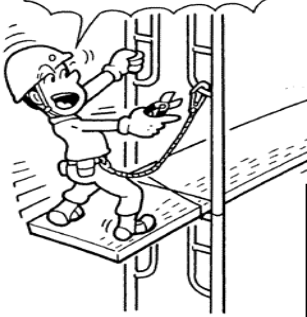


土・日開催！！

足場・木建

現場の必需品！



作業主任者技能講習会のご案内

労働安全衛生法第14条及び第61条により、一定の危険業務については、所定の技能講習を終了した者の直接の指揮の下でなければ作業をすることができません。下記講習を開催致しますので、この機会に是非受講してください。

○作業主任者の専任が必要な業務（例）

高さ5メートル以上の構造の足場の組立て・解体又は変更の作業

軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部分の組立て、屋根下地や外壁下地の取り付けの作業

足場の組立て等作業主任者講習

受講資格 18歳以上で、次の条件に該当する方

- ①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に、3年以上従事した経験を有する方。
- ②学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において足場の組立て、解体に関する学科を専攻し卒業した方でその後2年以上同作業に従事した経験を有する方

日時 平成31年 2月 2日・3日

午前9：00～午後17：30

場所 愛知県建築組合連合会3F 大会議室
(国保会館内)

受講料 9500円 (テキスト代1500円込み)
※組合員はテキスト代不要

定員 50名

木造建築物の組立て等作業主任者講習

受講資格 18歳以上で、次の条件に該当する方

- ①木造建築物の組立て、解体又は変更に関する作業に、3年以上従事した経験を有する方。
- ②学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において木造建築物の組立て、解体に関する学科を専攻し卒業した方でその後2年以上同作業に従事した経験を有する方

日時 平成31年 2月 16日・17日

午前9：00～午後17：30

場所 愛知県建築組合連合会3F 大会議室
(国保会館内)

受講料 9500円 (テキスト代1500円込み)
※組合員はテキスト代不要

定員 50名

仮申込

下記にご記入の上、このままFAX(052-910-0609)でお送りください。本申込書をお送りします。

氏名			生年月日	年	月	日
住所	〒					
携帯電話			FAX			
希望する講習 にチェック	<input type="checkbox"/>	2月 2日(土)・3日(日)	足場の組立て等作業主任者			
	<input type="checkbox"/>	2月 16日(土)・17日(日)	木造建築物の組立て等作業主任者			

愛知県建築組合連合会

職業訓練法人 名古屋職業訓練協会 建築科
〒462-0844 名古屋市北区清水5-6-9 国保組合会館2F
電話 052-910-0608 ファックス 052-910-0609

愛知県建築組合連合会(国保組合会館3F)

〒462-0844 名古屋市北区清水五丁目6番9号

TEL 052-910-0608/FAX 052-910-0609

※地下鉄黒川駅徒歩8分(北税務署西側)

会場案内図

国保組合会館 3階大会議室



技能講習受講一覽確認仮申込書**木造建築物の組立等・足場の組立等****作業主任者技能講習会**

■企業名記入欄

企業・団体名	TEL	
	FAX	
所在地	〒	
申込担当者	(氏名)	

■足場の組立等作業主任者 (H28年2月6日㊦・7日㊧ 9:00~17:30)

番号	期間	受講者氏名	生年月日	本籍	会社名(下請・外注)
01	2日間				
02	2日間				
03	2日間				
04	2日間				
05	2日間				
06	2日間				
07	2日間				
08	2日間				

■木造建築物の組立等作業主任者 (H28年2月20日㊦・21日㊧ 9:00~17:30)

番号	期間	受講者氏名	生年月日	本籍	会社名(下請・外注)
01	2日間				
02	2日間				
03	2日間				
04	2日間				
05	2日間				
06	2日間				
07	2日間				
08	2日間				

工事安全管理

担当各位

職業訓練法人名古屋職業訓練協会
建築科 愛知県建築組合連合会
名古屋市北区清水五丁目6-9 2F
TEL 052-910-0608 FAX 052-910-0609

労働基準局管轄 国家技能資格

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習会開催のお知らせ

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設業における労働災害は、減少の傾向にあるとはいえ、死亡災害では依然として全産業の約40%を占めるなど、なお多くの災害の発生となっています。

その中で木造家屋建築工事における労働災害を作業方法等の管理によって防止する観点から、労働安全衛生法では、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て等の作業については、技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任しなければならないことが義務付けられています。

特にハウスメーカーなど、年間建築戸数の多い企業へは、労働基準監督署より厳しく作業主任者資格の所持徹底の指導があります。

職業訓練法人名古屋職業訓練協会では登録教習機関として木造建築物の組立て等作業主任者技能講習会を別紙の予定で開催いたします。

労働災害防止については幅広い知識が要求される中で、貴社建築事業の作業の安全性の強化と工事の円滑化のために、**作業主任者を所持されておられない現場監理従業員、専属下請業者などに有資格の徹底を促して、そのとりまとめを貴工事担当部にてご査収していただくよう、**宜しく願い申し上げます。

敬具

注) まず、一覧確認仮申込書をFAXして、本申込書を郵送してください。

組合関係事業所
工事安全管理

ご担当者様 各位

職業訓練法人名古屋職業訓練協会
建築科 愛知県建築組合連合会
名古屋市北区清水五丁目6-9
TEL 052-910-0608 FAX 052-910-0609

労働基準局管轄 国家技能資格

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習会開催のお知らせ

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設業における労働災害は、減少の傾向にあるとはいえ、死亡災害では依然として全産業の約40%を占めるなど、なお多くの災害の発生となっています。

その中で木造家屋建築工事における労働災害を作業方法等の管理によって防止する観点から、労働安全衛生法では、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て等の作業については、技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任しなければならないことが義務付けられています。

特にハウスメーカーなど、年間建築戸数の多い企業へは、労働基準監督署より厳しく作業主任者資格の所持徹底の指導があります。

母体、愛知県建築組合連合会、職業訓練法人名古屋職業訓練協会では登録教習機関として木造建築物の組立等作業主任者技能講習会を別紙の予定で開催いたします。

労働災害防止については幅広い知識が要求される中で、貴社建築事業の作業の安全性の強化と工事の円滑化のために、**作業主任者を所持されておられない現場監理従業員、専属下請業者などへ、この機会に有資格の徹底を促していただき、そのとりまとめのほうを、何卒宜しくお願い申し上げます。**

敬具

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習申込書

受講申込書
修了者台帳

※受付番号

ふりがな		性別		都道府県
氏名		男・女	本籍地	府県
生年月日	昭和 年 月 日生 (才)	最終学歴		
現住所	〒		電話番号	
経験年数	年 月 から 年 月まで 満 年 月間			
所属	事業所名	電話番号		
	所在地			
事業主証明	上記の学歴と経験年数が相違ないことを証明します 事業主氏名 印			
※再交付又は書替	再替	年 月 日 (内容)	受領印	
		年 月 日 (内容)		
		年 月 日 (内容)		

- 注意 1、※印欄は記入しないこと
2、必要なもののみ記入すること。

平成 年 月 日

申込者氏名 印

職業訓練法人 名古屋職業訓練協会
建築科 愛知県建築組合連合会

展受

※試験成績表					※合否の別	
専門	一般	教育	法規	合計	合・否	
点	点	点	点	点		写真貼付
修了証番号		第 号			記事欄	
修了証交付年月日		年 月 日				

足場の組立て等作業主任者技能講習申込書

受講申込書
修了者台帳

※受付番号

ふりがな		性別		都道府県
氏名		男・女	本籍地	府県
生年月日	昭和 年 月 日生(才)	最終学歴		
現住所	〒		電話番号	
経験年数	年 月 から 年 月まで 満 年 月間			
所属	事業所名	電話番号		
	所在地			
事業主証明	上記の学歴と経験年数が相違ないことを証明します 事業主氏名 印			
※再交付又は書替	再替	年 月 日(内容)	受領印	
		年 月 日(内容)		
		年 月 日(内容)		

- 注意 1、※印欄は記入しないこと
2、必要なもののみ記入すること。

平成 年 月 日

申込者氏名 印

職業訓練法人 名古屋職業訓練協会
建築科 愛知県建築組合連合会

展受

※試験成績表					※合否の別	
専門	一般	教育	法規	合計	合・否	
点	点	点	点	点		写真貼付
修了証番号		第 号			記事欄	
修了証交付年月日		年 月 日				